

特定個人情報等取扱規程

一般財団法人国際法学会理事会
2017年（平成29年）9月4日決定

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、当法人が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、当法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

第2条 定義

本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ① 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものをいう。
 - (i) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができること、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (ii) 個人情報保護法第2条第2項に規定される個人識別符号が含まれるもの
- ② 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- ③ 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ④ 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報をいう。
- ⑤ 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑥ 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

- ⑦ 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- ⑧ 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- ⑨ 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑩ 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑪ 「役職員」とは、当法人の組織内にあつて直接又は間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、当法人との間の雇用関係にない者（理事、監事、派遣職員等）を含む。
- ⑫ 「事務取扱担当者」とは、当法人内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- ⑬ 「本人」とは、個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

第3条 当法人が個人番号を取り扱う事務の範囲

当法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 源泉所得税関連事務
- ② 地方税特別徴収関連事務
- ③ 支払調書（原稿料その他の報酬支払事務に関するものを含む）作成関連事務
- ④ 雇用保険関連事務
- ⑤ 健康保険・厚生年金保険関連事務
- ⑥ 上記各号に関連する事務

第4条 当法人が取り扱う特定個人情報等の範囲

1 前条の事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 役職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
- ② 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等

2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱担当者（複数いる場合は事務取扱責任者）が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

第5条 組織体制

- 1 事務取扱担当者は会計部長とし、事務取扱責任者は事務局長とする。
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱担当者の変更にあたっては、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとし、事務取扱責任者はかかる引継ぎが行われたか確認する。
- 4 代表理事は、事務取扱担当者及び事務取扱責任者を監督する。

第6条 事務取扱担当者の監督

当法人は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督及び教育を行うものとする。

第7条 取扱状況・運用状況の記録

事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱状況について管理簿に記録し、保存するものとする。

- ① 特定個人情報等の入手日
- ② 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
- ③ 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日
- ④ 特定個人情報等の廃棄又は削除日

第8条 情報漏えい事案等への対応

当法人は、役職員から事務取扱担当者及び事務取扱責任者への報告連絡体制を確立するなどの方法により、特定個人情報等の漏えい等の事案の発生に備えるものとする。

第9条 取扱状況の確認

事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

第10条 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

当法人は、取得した特定個人情報等を、事務取扱担当者の研究室内において適切に管理し、取り扱うものとする。

第11条 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

当法人は特定個人情報等を取り扱う書類、電子機器及び電子媒体等について、施錠できる引き出し、キャビネット又は書庫等に保管する。

第12条 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類、電子機器又は電子媒体等を持ち運ぶ場合、封筒に封入の上鞆に入れて搬送し又はパスワードを設定する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

第13条 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

事務取扱責任者は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことについて確認するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

第14条 技術的安全管理措置

当法人は、特定個人情報等を電子機器又は電子媒体によって取り扱う場合、特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、並びに情報漏えい等の防止など、適切な技術的安全管理措置を講じる。

第4節 その他

第15条 委託先の監督

- 1 当法人は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を当法人以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき当法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 当法人は、委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託した場合には、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第3章 特定個人情報等の取得

第16条 特定個人情報等の利用目的

当法人は、特定個人情報等について、第3条に掲げた事務のために利用する。

第17条 特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等

- 1 当法人は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表する。
- 2 当法人は、利用目的の変更を要する場合、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとし、変更後はできるだけ速やかに、変更した利用目的について本人への通知又は公表を行う。

第18条 個人番号の提供の要求

- 1 当法人は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。
- 2 当法人は、役職員又は第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

第19条 個人番号の提供を求める時期

- 1 当法人は、第3条に定める事務を処理するため必要となった時点で、個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、当法人は、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

第20条 特定個人情報等の提供の求めの制限

当法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報等の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、特定個人情報等の提供を求めないものとする。

第21条 特定個人情報等の取得制限

- 1 当法人は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 当法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集しないものとする。

第22条 本人確認

当法人は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

第4章 特定個人情報等の利用

第23条 利用目的外の利用制限

当法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報等を第16条に掲げる利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用しないものとする。

第24条 特定個人情報ファイルの作成の制限

当法人は、番号法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報等を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第5章 特定個人情報等の保管

第25条 特定個人情報等の保管制限

- 1 当法人は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を保管しないものとする。
- 2 当法人は、個人番号が記載された書類等の保存期間が法律により定められている場合、当該保管期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、システム内において当該書類に記載された個人番号を保管することができる。

第6章 特定個人情報等の提供

第26条 特定個人情報等の提供制限

当法人は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

第7章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

第27条 特定個人情報等の開示等

- 1 当法人は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の請求をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 当法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 4 当法人は、本条第1項の規定により、本人から請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

第28条 特定個人情報等の訂正等

- 1 当法人は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- 2 当法人は、前項の規定に基づき請求された特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
- 3 当法人は、前項の通知を受けた者から、再度請求があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
- 4 前条第4項は本条に準用する。

第29条 特定個人情報等の利用停止等

- 1 当法人は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが

第23条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第21条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求された場合、又は第26条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を請求された場合で、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 当法人は、前項の規定に基づき請求された特定個人情報等に係る保有個人情報について、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 第27条第4項及び前条第3項は本条に準用する。

第8章 個人番号の廃棄・削除

第30条 個人番号の廃棄・削除

当法人は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第9章 その他

第31条 変更後の個人番号の届出

役員は、個人番号が漏えいした等の事情により、自ら又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく当法人に届け出なければならない。

第32条 改廃

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）9月4日から施行する。